令和４年度一宮町障害者就労施設等からの物品等の

調達の推進を図るための方針

令和　４年　７月１２日制定

１．目的

　　この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条第１項の規定により、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図り、もって障害者の就労支援及び自立の促進に資することを目的とする。

２．方針の管理及び運営

　　この方針の管理及び運営は、福祉健康課において行う。

３．適用範囲

　　この方針は、本町全ての行政組織が行う物品等の調達に適用する。

４．対象となる障害者就労施設等

　　この方針において「対象となる障害者就労施設等」とは、障害者優先調達推進法第２条第２項各号に定める施設とする。

５．対象となる物品等

　　この方針において「対象となる物品等」は別紙１のとおり定める物品等とする。

６．調達目標

　　前年度の調達実績額（２０，２２０円）を上回ることを目標とする。

７ ．調達の推進方法

　　・障害者就労施設等が提供可能な物品等については、可能な限り障害者就労施設等に発注するよう努めるものとする。

　　・障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号による随意契約を活用することとする。

　　・障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報収集に努め、各行政機関に対してその情報を提供する。

８．調達実績の公表

　　調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、公表することとする。

９．その他

　　物品調達の他、障害者就労施設等による保健センター内での物品販売のスペースを提供に配慮するなど、販売機会の確保及び町民へのＰＲに努める。